

# 特定非営利活動法人 ジャパンハートクラブ 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ジャパンハートクラブと称し、英文では Japan Heart Club (略称JHC) と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、心臓リハビリテーションの技法並びに運動心臓病学の知識を活用し、運動療法を中心とした地域の健康維持増進活動並びに循環器病の一次予防と二次予防活動を行うため、調査研究、普及啓発及び指導者の教育育成等の事業を人々の善意とボランティア精神をもって行い、国民が健康で質の高い生活をより長く享受することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催等による健康増進活動・循環器疾患の予防に関する研修事業
- (2) 学術誌及び図書等の発刊による健康増進活動・循環器疾患の予防に関する普及広報事業
- (3) 健康増進活動及び循環器疾患の予防に関する調査研究
- (4) 運動療法・心臓リハビリテーションの教育研究及び実践組織の運営
- (5) 運動療法・心臓リハビリテーション指導者の教育に関する事業
- (6) 国内外の関係学術諸団体との提携
- (7) 健康器具及び健康食品等の健康関連商品の販売
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) コンピュータソフトウェアの開発及び販売
- (2) 出版事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき  
(報酬等)

第19条 役員は、報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員)

第21条 この法人に、理事会が必要と認めたとき評議員を置くことができる。

2 評議員は、正会員の中から、理事会で選任する。

3 評議員の任期は2年とし、選任された年の定例総会終結時より次々期定例総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 会議

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会、理事会、評議員会の3種とする。

2 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 役員の選任、解任、職務及び報酬
- (7) 事業計画及び予算
- (8) 事業報告及び決算
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

# 就 業 規 則

この規則は、特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ（以下、「法人」という）の秩序を維持し、事業の健全な発展と業務の円滑な遂行を図ることを目的として、服務規律、勤務条件その他必要な事項を定めたものである。

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 （適用範囲）

職員の就業に関しては法令の定めによる他、この規則の定めるところによる。  
なお、必要がある場合には、細則を定めるものとする。

### 第 2 条 （職員の定義）

この規則で「職員」とは、入社試験及び法人の雇用条件に合格して採用された者で継続的に法人の業務を行う職員を意味する。なお予め雇用期間（1年以内）を定めて採用された職員を「契約職員」といい、その契約内容に矛盾しない範囲で本規則が適用される。契約職員は、5年の期間を超えない限度で更新を妨げない。

### 第 3 条 （遵則の義務）

法人及び総ての職員は、就業規則を忠実に遵守し、双方その責務を効果的に履行しなければならない。

## 第 2 章 採 用

### 第 4 条 （雇用）

法人は、入社を希望し法人の要請する健康診断その他総ての審査に合格した者を職員に採用する。

### 第 5 条 （最低雇用年齢）

雇用者の年齢は通例 18 歳以上とする。

### 第 6 条 （入社希望者の提出書類）

入社希望者は、次の書類を法人に提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 必要と認める場合は学業成績証明書及び卒業証明書
- (3) 必要と認める場合は身元保証書
- (4) 最近の写真（2ヶ月以内に撮影したもの）
- (5) その他法人が必要と認める書類及び資料

### 第 7 条 （試用期間）

新採用者は、法人の定める3ヶ月を越えない試用期間を完了するまでは契約職員の扱いを受ける。試用期間中標準以下と認められた者に対しては、法人はその

- (3) 育児休業  
別に定める「育児休業規程」による。
- (4) 介護休業  
別に定める「介護休業規程」による。
- (5) 弔葬休暇
  - ① 職員の配偶者、両親、配偶者の両親、子女の死亡 1 暦週間
  - ② 職員の祖父母、兄弟姉妹、養父母の死亡 2 日間但し、葬儀地との間の往復に要する時間は別に考慮する。
- (7) その他の事由  
前記以外の事態に関してはその都度考慮する。

#### 第 27 条（子の看護休暇）

別に定める「育児休業規程」による。

### 第 6 章 給 与

#### 第 28 条（給与の支払）

給与の支払いについては、別に定める「給与規程」による。

#### 第 29 条（給与の決定）

職員の給与は、本人の職責、能力及び経験などを考慮して決定する。尚、法人の裁量により扶養家族等を考慮することがある。

### 第 7 章 安 全 と 衛 生

#### 第 30 条（機器の検査）

法人は、職員を指定して随時各職場の設備機器を検査させる。

#### 第 31 条（健康診断）

職員は、年一度法人が指定する医師又は病院の健康診断を受けなければならない。

### 第 8 章 傷 病 給 付

#### 第 32 条（業務上の傷病）

職員が勤務中に傷病を受けたときは、労働基準法に従って法人から傷病給付を受けることができる。

### 第 9 章 解 雇 及 び 辞 職

#### 第 33 条（解 雇）

特定非営利活動法人 ジャパンハートクラブ  
職員給与の支給に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 ジャパンハートクラブ(以下、JHCという)の定款20条に基づき、事務局職員の給与の支給に関する事項を定める。この規程を変更するときは、理事会の議決を得なければならない。

(定義)

第2条 この規程で「給与」とは基本給、時間外勤務手当、通勤手当をいう。

(支払の原則)

第3条 給与は通貨で直接本人に支払うことを原則とする。

2 支払い方法は、本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込む。

第2章 基本給

(基本給)

第4条 基本給は、別に定める正規の勤務時間による報酬であって、時間外勤務手当、通勤手当を除いたものとする。

2 基本給は以下の2つの種別となり、本人の希望に基づきいずれかの方法で支払う。

(1)月給(月単位で支払う方法)

(2)時給(時間単位で支払う方法)

(時間外勤務手当)

第5条 時間外労働に対する割増賃金は、各人別の雇用契約に基づく計算方法により支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は自宅より公共交通機関の利用を前提に実費に相当する額を支給する。

(昇給)

第7条 事務局職員の昇給については、理事会で検討し代表理事が決定する。

(支給日)

第8条 給与は、翌月25日に支払うものとする。但し、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

2 前項の計算期間の途中で採用された事務局員又は退職した事務局員については、月額  
の給与は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(計算期間)

第9条 給与の計算期間は毎月1日より月末までとする。

(休職期間中の給与)

第10条 休職期間中の給与は支給しない。

(年次有給休暇および諸休暇中の給与)

第11条 年次有給休暇の期間の給与は月給制の者には給与を支給する。

(傷病欠勤中の給与)

第12条 負傷または疾病のため引き続いて欠勤したときの給与については支払わない。

(私事欠勤の場合の給与)

第13条 私事のため欠勤したときは、給与及び諸手当を日割・時間割計算によって控除する。

(出勤停止を命ぜられた場合の給与)

第14条 懲戒により出勤停止を命じられたときは給与を支給しない。

(試用期間中の者の給与)

第15条 試用の者が月の中で途中で退職したときは日割・時間割計算によって給与を支給する。

2 傷病欠勤中の給与は支給しない。

3 私事欠勤中の給与は支給しない。

(給与よりの控除)

第16条 次の各号の金額は本人との話し合いの上で給与より控除する。

(1) 源泉所得税、住民税

(2) 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料および雇用保険料

## 第1章 賞与

(賞与)

第17条 賞与は、事務局職員に対し、当法人の業績等を勘案して支給することがある。

2 その内容、方法等については理事会で検討し代表理事が決定する。

附則:この規程は、2023年8月4日から施行する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ	事業年度	令和4年5月1日～令和5年4月30日
-----	---------------------	------	--------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
入会金(活動会員)	65,000 円
正会員受取会費	540,000 円
活動会員受取会費	318,000 円
賛助会費	1,210,000 円
受取寄付金	4,920,000 円
研修事業収益	7,845,800 円
広報事業収益	597,208 円
調査研究事業収益	11,237,380 円
実践組織の運営事業収益	5,930,200 円
教育事業収益	534,600 円
関係諸団体との連携事業収益	3,355,000 円
雑収益(受取給付金他)	1,009,450 円
受取利息	221 円
前期修正益	576,467 円
合 計	38,139,326 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		11,237,380 円	解析料
		3,000,000 円	寄付金
		1,980,000 円	業務受託費
		1,100,000 円	共催費
		1,000,000 円	事業復活支援金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
			給料手当・通勤費
			給料手当・通勤費
		2,087,280 円	事務所家賃
		1,426,547 円	講師料等
		1,272,447 円	広報誌印刷費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	



ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		講師謝金支出 第75回運動処方講習会	2022/05/14	66,822円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第28回心リハ学会	2022/06/11	22,274円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第41回日本臨床運動療法学会	2022/09/04	11,137円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第76回運動処方講習会	2022/10/9	66,822円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第78回運動処方講習会	2022/12/11	66,822円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第79回運動処方講習会	2023/01/22	139,213円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第87回日本循環器学会	2023/03/10, 2023/03/11	44,548円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第75回運動処方講習会	2022/05/14	66,822円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第78回運動処方講習会	2022/12/11	66,822円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		運動指導謝金支出	2022/5/1 - 2023/4/30	195,976円	支部運営要項に基づく
		講師謝金支出 第75回運動処方講習会	2022/05/14	66,822円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第77回運動処方講習会	2022/11/06	66,822円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第78回運動処方講習会	2022/12/12	66,822円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第87回日本循環器学会	2023/03/11	22,274円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第28回心リハ学会	2022/06/11	22,274円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第76回運動処方講習会	2022/10/9	139,213円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		講師謝金支出 第80回運動処方講習会	2023/02/19	139,213円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく
		運動指導謝金支出	2023/3/31	3,341円	支部運営要項に基づく
		講師謝金支出 第75回運動処方講習会	2022/05/14	33,411円	労務に対する弁償金総額に関する規程に基づく

講師謝金支出 第 28 回心リハ学会	2022/06/11	44,548 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 76 回運動処方講習会	2022/10/9	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 78 回運動処方講習会	2022/12/11	33,411 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 79 回運動処方講習会	2023/01/22	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 13 回腎リハ学会	2023/03/19	89,096 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
ホルター解析 報償費支出	2022/5/1- 2023/4/30	358,200 円	委託契約に基づく
講師謝金支出 第 75 回運動処方講習会	2022/05/14	139,213 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 78 回運動処方講習会	2022/12/11	139,213 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
運動指導謝金支出	2022/5/1- 2023/4/30	286,175 円	支部運営要項に基づく
運動指導謝金支出	2022/5/1- 2023/4/30	86,835 円	支部運営要項に基づく
JHCT 業務委託費	2022/5/1- 2023/4/30	782,769 円	委託契約に基づく
講師謝金支出 第 41 回日本臨床運 動療法学会	2022/09/04	22,274 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
謝金支出 第 76 回 運動処方講習会	2022/09/18	6,303 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 28 回心リハ学会	2022/06/12	89,096 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 77 回運動処方講習会	2022/11/06	139,213 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づ
講師謝金支出 第 80 回運動処方講習会	2023/02/19	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 13 回腎リハ学会	2023/03/19	89,096 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
運動指導謝金支出	2022/5/1- 2023/4/30	8,351 円	支部運営要項に基づく
講師謝金支出 第 28 回心リハ学会	2022/06/12	89,096 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 77 回運動処方講習会	2022/11/06	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 80 回運動処方講習会	2023/02/19	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく

講師謝金支出 第 13 回腎リハ学会	2023/03/19	89,096 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 28 回心リハ学会	2022/06/11	89,096 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 78 回運動処方講習会	2022/12/11	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 79 回運動処方講習会	2023/01/22	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 79 回運動処方講習会	2023/01/22	33,411 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 87 回日本循環器学会	2023/03/12	22,274 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 75 回運動処方講習会	2022/05/14	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 28 回心リハ学会	2022/06/11	89,096 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 28 回心リハ学会	2022/06/11	22,274 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 28 回心リハ学会	2022/06/11	22,274 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 76 回運動処方講習会	2022/10/9	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 79 回運動処方講習会	2023/01/22	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 87 回日本循環器学会	2023/03/12	22,274 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 13 回腎リハ学会	2023/03/19	89,096 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
運動指導謝金支出	2022/5/1- 2023/4/30	60,129 円	支部運営要項に基づく
講師謝金支出 第 75 回運動処方講習会	2022/05/14	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 78 回運動処方講習会	2022/12/11	66,822 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 28 回心リハ学会	2022/06/11	22,274 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 16 回運動循環器 病学研究会	2023/02/06	77,959 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 28 回心リハ学会	2022/06/11	22,274 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく
講師謝金支出 第 28 回心リハ学会	2022/06/11	22,274 円	労務に対する弁償金総額 に関する規程に基づく

顧問料	2022/5/1- 2022/7/31	165,000 円	契約書に基づく 月額 50,000 円(税別)
ホルター解析収入	2022/5/1- 2023/4/30	11,237,380 円	契約書に基づく
ソフトメンテナンス費 支出	2022/5/1- 2023/4/30	264,000 円	契約書に基づく 月額 20,000 円(税別)
学会共催費収入 第 28 回心リハ学会	2022/6/11- 2022/6/12	1,100,000	趣意書に基づく
学会共催費収入 第 75 回運動処方講 習会	2022/05/14	192,500 円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第 76 回運動処方講 習会	2022/10/9	192,500 円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第 77 回運動処方講 習会	2022/11/6	550,000 円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第 78 回運動処方講 習会	2022/12/11	192,500 円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第 79 回運動処方講 習会	2023/1/22	192,500 円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第 80 回運動処方講 習会	2023/2/19	550,000 円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第 87 回日本循環器 学会	2023/3/10- 2023/3/12	55,000 円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第 87 回日本循環器 学会	2023/3/10- 2023/3/12	55,000 円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第 87 回日本循環器 学会	2023/3/10- 2023/3/12	55,000 円	趣意書に基づく
施設使用料支出	2022/5/1- 2023/4/30	231,000 円	請求書に基づく

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間 令和4年5月1日 ～ 令和5年4月30日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2人	8,635,932円



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和4年 5月 1日～ 令和5年 4月 30日	26人	0人	0%	6人	23.0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。



## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ジャパンハートクラ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		26人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		6人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	職階	就任・退任 年月日
片桐 敬		理事		○							平成25年2月 16日就任
伊東 春樹				○							平成16年5月6 日就任
長山 雅俊		理事		○							平成16年5月6 日就任
大宮 一人		理事		○							平成16年5月6 日就任
牧田 茂		理事		○							平成16年5月6 日就任
安達 仁		理事		○							平成16年5月6 日就任
石原 俊一		理事		○							平成16年5月6 日就任



本多 祐		理事		○							平成 30 年 7 月 14 日就任
富田 エミ		理事		○							令和元年 7 月 19 日就任
田中 俊江		理事		○							令和 2 年 7 月 18 日就任
二階堂 暁		理事		○							令和 4 年 7 月 26 日就任
勝村 俊仁		理事		○							平成 26 年 7 月 19 日就任 令和 4 年 7 月 26 日辞任
勝村 俊仁		監事		○							令和 4 年 7 月 26 日就任
小山 美鈴		監事		○							平成 26 年 7 月 19 日就任 令和 4 年 7 月 26 日辞任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	9年間
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	9年間
在庫表	エクセル使用 データ帳票	都度	9年間
固定資産台帳	ソフト(NTT データ通信 達人シリーズ)使用 データ帳票	年1回	9年間
貸金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	9年間

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1  役員の中に、次のいずれかに該当する者がある場合 イ  認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ  禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ  特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ  暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2  認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3  定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4  国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5  国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6  次のいずれかに該当する法人 イ  暴力団 ロ  暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ